

野木町空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、野木町における空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、野木町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 6 条の規定に基づく空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第 9 条第 1 項の規定による空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。（以下「空家等」という。））の調査及び法第 9 条第 2 項の規定による特定空家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。（以下「特定空家等」という。））に対する立入調査の方針に関すること。
- (3) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関すること。
- (4) 法第 14 条の規定による特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) その他空家等の対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織し、町長の職にある者のほか次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者等
- (2) 町議会の議員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町長が指名する町の職員

(6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、町長の職にある者をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第7条 会長は、第2条に規定する所掌事務の細部に関し調査及び検討を行わせるため、検討委員会を設ける。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(守秘義務)

第 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後もまた同様とする。

2 会議に出席を求められた者は、協議会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。